

第243回

神奈川県都市計画審議会

都市計画の案に対する意見書の要旨と 都市計画決定権者の見解

- ・ 秦野都市計画区域区分の変更 P1～P3
- ・ 海老名都市計画区域区分の変更 P4～P5

令和6年1月31日

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

受付 番号	受付年月日	住 所	意見の区分
1	R5. 11. 21	秦野市渋沢	反対
2	R5. 11. 27	秦野市堀山下	反対

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

区分	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
反対	<p>【都市開発及び土地利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秦野市は少子高齢化で自主財源比率が低いなか、企業誘致すれば市も潤うだろうという一部の安易な考えで、市民の多くが知らずに計画を進めていくのは無謀ではないかと危惧する。 ○ 高速道路が開通する理由で、都市開発をするだけでは、決して生き残れない時代に突入しており、開発をする事は、全て反対ではないが、進め方・やり方の問題が大きいように思う。 ○ 秦野市の広大な自然を生かすことが出来る『都市型農園パーク』や、秦野の土壌や自然・名水を生かした、国産のポップ畑・国産漢方ハーブ畑として、畑や自然を残す方法もある。 ○ かつて、たばこ産業で賑わったように、ブランドを自ら生み出し、秦野市を再生していく道を考えてもらいたい。 	<p>【都市開発及び土地利用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は平成 28 年 11 月、都市の将来像やその実現に向けての大きな道筋等を示す「秦野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定め、（仮称）秦野 S A 周辺においては、1・2・1 第二東名自動車道の開通に伴いスマートインターチェンジが開設されることから、これを活用した産業形成を図るため、必要な産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていくとしています。 ○ 秦野市は令和 3 年 3 月、都市計画に関する基本的な方針である「秦野市都市マスタープラン」を定め、スマートインターチェンジの周辺地域では、周辺環境に配慮しつつ、必要な産業拠点集積を図るため市街地整備を促進するとしています。 また、市はこれまで、市街地整備に向けた検討にあたり、進捗に応じて地元住民や土地所有者及び関係人に対し適宜、説明会を実施し、内容をホームページ等へ公開するとともに、全市民等を対象とした都市計画説明会を実施するなど、広く周知を図ってきております。 ○ 今回、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになり、農林漁業等の関係機関との調整が整ったことから、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものです。 	1 人

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

秦野都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

区分	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
反対	<p>【持続可能なまちづくりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区画整理に反対である。 ○ 自然との共存の重要性に世界中の人々が気付き始めているにも関わらず、行政は既得権益を持った一部の人の利益を優先させるために、森の伐採や工場誘致を強行している。 ○ 地球温暖化対策や、食糧危機に対応する街づくりこそ急務ではないか。豊かな水と休耕田を活用し、農業と自然豊かな観光を秦野の売りにしてこそ、秦野の未来に夢が持てると思う。 	<p>【持続可能なまちづくりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は平成 28 年 11 月、都市の将来像やその実現に向けての大きな道筋等を示す「秦野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定め、（仮称）秦野 S A 周辺においては、1・2・1 第二東名自動車道の開通に伴いスマートインターチェンジが開設されることから、これを活用した産業形成を図るため、必要な産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていくとしています。 ○ 秦野市は令和 3 年 3 月、都市計画に関する基本的な方針である「秦野市都市マスタープラン」を定め、スマートインターチェンジの周辺地域では、周辺環境に配慮しつつ、必要な産業拠点集積を図るため市街地整備を促進するとしています。 ○ 今回、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになり、農林漁業等の関係機関との調整が整ったことから、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものです。 ○ また、土地区画整理事業による公園の整備、地区計画により進出企業に対する敷地内の緑化を求めるなど、市は、緑を整備・保全することで、周辺環境と調和した緑豊かなまちづくりを進めていくとしています。 	1 人

都市計画の案に対する意見書の分類一覧

海老名都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

受付 番号	受付年月日	住 所	意見の区分
1	R5. 11. 22	海老名市河原口	反対

都市計画の案に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解

海老名都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）

区分	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
反対	<p>【農地保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部反対の意見である。 すでに建築物が立ち並び、市街化調整区域が形骸化した市役所周辺地域においては、宅地化・商業地化もやむなしと考える。 しかし、まとまった田が存在する中新田地区は、少なくとも小規模での集約した農業活用地としての利用が見込めるため、逆に農地保全に取り組むべき地域であると考えます。 ○ 将来の食糧自給や人口減少による宅地需要の低下を考慮すると、果たして宅地化は本当に必要なのか疑問である。 ○ また、CO2 排出量取引にも資する農地をなるべく多く自治体内に残しておくべきだと思う。 ○ よって市街化区域への編入、及びこれに伴う区画整理事業は見直すべきと考える。 	<p>【農地保全について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は平成 28 年 11 月、都市の将来像やその実現に向けての大きな道筋等を示す「海老名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定め、公共施設や医療・福祉施設が多く集積していることから、今後の少子高齢化の進展を見据えながら、公共サービスや医療・福祉サービスを安心して受けられるまちづくりを目指す、また、駅からの近接性を活かしつつ、人口増加に対応した、住・商が調和する住宅市街地の形成を図るため、住居系を主体とした土地利用の検討を行うとしています。 ○ 海老名市は令和 2 年 4 月、都市計画に関する基本的な方針である「海老名市都市マスタープラン」を定め、市役所・海老名総合病院周辺地区については、周辺の土地利用状況に応じて、中心市街地を補完する機能、公共公益機能及び居住機能を集積させるとともに、地域特性を活かした複合的な新市街地の形成を図るとしています。 ○ 今回、土地区画整理事業、開発行為及び地区計画の策定による計画的な市街地整備の見通しが明らかになり、農林漁業等の関係機関との調整が整ったことから、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものです。 ○ また、二酸化炭素の吸収など多様な機能を有する緑地については、土地区画整理事業による公園や緑地の整備、開発行為による緑化の義務付けなどにより、市は、新たな緑の創出を図り、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、周辺環境と調和した市街地形成を図るとしています。 	1 人